

## 競馬場等の入厩条件および衛生管理に関する指針

平成 26 年 7 月 1 日付け 26 軽防協第 6 号  
軽種馬防疫協議会 議長 通知

競馬場や調教場など集団飼育施設における飼養管理については、施設の衛生水準を一定以上に保持し競走馬等を伝染病から守るため、下記の入厩条件および衛生管理指針を遵守されたい。

### 記

#### I. 入厩条件

馬インフルエンザ

- ・初年度は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、以降半年に 1 回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。
- ・予防接種間隔が 1 年を超えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。
- ・入厩時には予防接種を実施した旨の証明書を提示すること。

#### II. 衛生管理に関する指針

##### 1. 馬伝染性貧血

- ・家畜伝染病予防法に基づく定期的な検査を実施すること。
- ・検査状況が明らかでない馬群や清浄性が確認されていない馬群からの馬の導入は、可能な限り避けること。やむを得ず導入する場合は、適切な検査を実施し陰性を確認すること。

##### 2. 飼養衛生管理基準

- ・家畜伝染病予防法施行規則第 21 条で定める飼養衛生管理基準（馬）に基づき、衛生的に管理すること。

#### III. その他

平成 16 年 6 月 30 日付け 16 軽防協第 28 号は、本通知をもって廃止する。